

九州大学

大学史料室ニュース

第8号 1996.9.10.

目 次

見果てぬ夢	2
国立大学等における公文書の管理と保存(1)	4
受贈図書一覧	6
大学史料室日誌抄録	8



昭和9年頃の医学部合同内科（麻生徹男氏提供）

1925年（大正14）、医学部は2度の大火に見舞われ、教室・病棟の多くを失った。医学部ではただちに復旧にかかり、1931年（昭和6）4月、まず第一・二・三内科の教室・病室、いわゆる合同内科の建物が竣工した。鉄筋コンクリート3階建て一部4階、地階付き、1,151坪、延4,788坪。工期は1927年5月～1931年4月までの4ヶ年であった。建物内には医学部の全職員、学生を収容できる大講堂があり、医学部の本館ともいふべき建物であった。戦後も内科を中心に、一部には医学部の附属教育研究施設等も入っていたが、現在は医学部基礎研究A棟として、解剖学、薬理学、生理学、生化学教室等に利用されている。

戦後の復興・近代化の流れの中で、九州大学医学部附属病院では昭和35年から病院施設の再開発（当時の）が始まっている。この計画の主目的とされたものはGHQからの指導もあり、全国的に病院中央化システム作りが進められて行く流れの中で、大学病院も設備と看護体制などを近代化し、診療機構を再編成していわゆる「中央化」を完成しようというものであった。これら一連の再開発は医学部附属病院（医院）の歴史の中では「第二次改造」とも言うべきものに当たるであろう。

医科大学（医学部）創立当初の内科、外科、眼科、産婦人科など少ない診療科の時には臨床教室関係の施設は長い廊下でつながれ、いわば中央化（その当時の）されたものであった。一方、基礎医学教室は病院地区の海岸側に軒を連ねて建ち並んで整備されていた。その後次々と診療科が増設され、それと共に各診療科の規模が大きくなるにつれて、それぞれ独立した建物へと分散・独立・拡充して行った。この時期が「第一次改造」と言うものに当たるであろう。この時期（大正年間）には各診療科は競うようにして建築技術の粋を集めた立派な独立建物を作り、診療・教育・研究に関する全ての機能をその建物の中に詰め込んで活動していた。医科大学創立以来中央化して運営して来ていた機構も、順次分散化して行くことになったのである。

第一次改造完了時（昭和初頭）の建物で現存するものは、第一外科の一部（正面部分だけが廃虚となって残っている）のみである。これらの建物以外は、臨床、基礎医学教室共に木造建築であって、その全てがこの第二次改造で姿を消している。僅かに我々が学生時代に講義を受けた解剖学教室の階段講義室が保存展示建物として残されているだけとなっている。なお第一次改造後に建てられて現存している建物は、医学部基礎研究A棟（合同内科建物・昭和6年完成）、歯学部の一部（整形外科歯科合同建物・昭和9年完成）、医学部基礎研究B棟（大正14年の火災消失後昭和10年に建て替えられた法医学教室等共同建物）である。

この各種の機構改革・病院の近代化・再開発を中心とする第二次改造は、奇しくも池田内閣の所得倍増計画に始まるわが国の高度成長と時期を共

にして始まったものであったという事が出来よう。木造の各科の由緒ある建物が次々と壊されて、最終的には現在の三つの研究棟（上記二つの基礎研究棟と臨床研究棟）に集められることになった。

これら一連の移転事業の先陣を担ったのが放射線科学教室であった。国立大学で最初の放射線科教室である九州大学放射線治療学教室の講座開設の年がたまたま昭和4年の経済大恐慌に当たり、緊縮財政により一旦決定していた講座開設・新築予算が全て流れてしまった。その後、篤志家の寄附金のみによって辛うじて開設は認められたが、建物としては旧図書館（明治41年度建築）で内科病室の一部に臨時使用されていた建物があてがわれて診療研究が開始された訳である。臨床講義室を持たない為に隣接の精神神経科教室とを渡り廊下で繋ぎ、その講義室を利用させてもらっていた。その精神神経科と反対側に隣接していた小児科についても多少の時期の違いはあれ、移転に関してはほぼ似たような状況であった。放射線科教室は第一期工事で完成した最初の共同一般病棟（西病棟）に病棟部門が分散移転し、引き続いて中央診療棟の部分完工に伴い、外来部門が仮移転した。第二期工事の共同病棟である中央病棟第一期分の完工によって移転した他の診療科の病室跡に研究室が移転し、更に中央診療棟に総合外来が完成して他の診療科の外来が移転した空室に研究棟が再度移転し、仮移転していた外来も再度移動するなどと言った具合に、次から次と数年の間に立て続けに引っ越しが余儀なくされたものである。

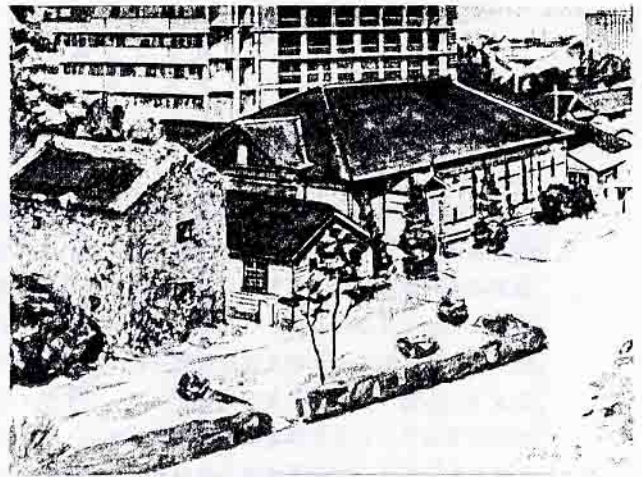
次頁の写真は、今春停年退官するにあたって九州大学から希望の題材で記念の絵を描いて戴けると言うことで、迷わずに選んだ思い出深い放射線科学教室本館である。この絵の建物は前述した工事に引き続いて、中央診療棟の第二期工事が着工される事になり、障害となる為にいよいよ壊されることになったもので、取り壊し工事に先立って医学部事務棟屋上から撮影したものの一枚である。大森通りと宮入通りの出会った部分（現在の救急外来・病棟入口）に相当する。後方には中央病棟の第一期分の7階建ての建物が見える。昭和39年の夏である。

この様にして、どの教室も回数の違いはあれ何

回かの研究室等の引っ越しを余儀なくされ、新しい基準面積（容積？）におしこめられる事となった。業績集とか診療記録は当然保存されているが、収納空間の減少などで、この間に多くの資料（史料・標本類）が失われた事であろうか。昭和39年と43年の二回にわたって放射線科研究棟などの移転の世話をした当事者として各種の史料の整理に頭を傷めたものである。その時点で inactive なものをいかに整理するかは重要な問題である。将来も積んどくだけになるかも分からないが捨てられない。何時か役に立つかも知れないが整理が完了しないままに箱詰めにしてしまう。将来は捨ててしまうかも知れないが、自分の時には放棄する決断がつかない、などといったことで箱が溜まってしまう。しかし限られた建物容積では処分せざるを得ない、などいろいろの問題に直面する。

放射線部でも建物の増築に伴っての移転を経験したが、ここでは歴史的な価値を有するであろう古い装置の保存という問題に直面した。臨床の現場では直接診療に関係する装置を設置するだけで精一杯なのに、診療に関与しない大きく場所を取る物品を管理する空間というものは得られない。また最近のように技術の進歩が早く機器の変遷が著しい時代には、何を基準に保存資料とするかを決めるのが難しい時になっている様に思う。

医学部の中でも多くの資料があるであろうが、その中の一つである解剖学教室が所有していた金関・永井教室の貴重な古代人骨3000体は大学院比較社会文化研究科に引き継がれて保管される事になった。こういった学術研究資料以外の歴史的保存資料と言えば、耳鼻咽喉科の久保記念館が有名である。また、あまり知られていないが医学部の75周年記念事業の一つとして医学部基礎研究A棟の一角に各教室の記念保存品の展示場所が作られている。展示室が4室作られたので、その一室に放射線関係の記念品を展示させて貰っている。これは、放射線科学教室の創立50周年記念事業の一端を担って診療放射線技師学校で保管していたものを中心に整備したものである。この展示品の中には放射線科初代教授中島良貞先生の考案になる放射線治療装置（中島双連式）の一部の部品など価値の高いものを展示している。この資料室の他の部屋には第一外科の三宅速名誉教授の講義ノート、第二外科の後藤七郎名誉教授の遺品、眼科教室の検査器具・教材、泌尿器科の検査治療器具、



放射線科学教室本館（昭和39年）

皮膚科の標本モールド、など多くの貴重な物品が展示されている。

九州大学では大規模な移転計画が始まっている。医学部附属病院は「第三次改造」に取り掛かることが決定した。これと平行して資料・機材の保存が大きな問題として浮上して来るであろう。各種史料の収集保存に関しては「大学史料室」がその任に当たるが、なにせ現在の設備・人員では全く不十分である。移転計画の中に将来計画を充分に見据えた上で充実した史料保存・活用のための機構を作って戴きたいと願っている。概算要求事項の最優先事項の一つとして取り上げて、部局の移転に際し史料の受入が即座に出来る態勢を前以って作って置く事が大切であろう。

大学移転後も箱崎地区の事務本館（赤煉瓦）と工学部本館を保存建物として残し、後者を「科学博物館」として運用し箱崎地区の活性化に役立てようという動きがあるやに聞いている。理科系の各学部の所有している研究機材で保存すべきものを収納する場所として使用する事を計画当事者と九州大学が協力して真剣に考えるべきであろう。同様に紙の史料についても受入場所をどうするか考えて実施に移すことが大切で、保存したいけれども受け皿が出来ていないと言う事が無いように計画を立てて戴きたいものである。こういった予算は漸進的な研究予算に比して冷遇され勝ちであるが百年の計を立てて優先して実行して戴きたいものである。

わが国の見本となるような「科学博物館」の完成とマルチメディアが活用できるアーカイビングシステムの完成を夢見ている。

（元九州大学医療技術短期大学部教授）

国立大学等における公文書の管理と保存 (1)

有 馬 學

以下は平成7年11月1日に中国・四国・九州地区国立学校等広報・文書研究協議会において行った講演である。もともと史料管理学に関してオリジナルな仕事をしているわけではないので、以下の内容は従来の史料管理学の成果を借りて、本学における大学史料室のこれまでの活動経験から得た僅かな知見を加えたにすぎない。しかしながら、大学における史料としての公文書や大学アーカイヴスといった問題に関して、広く大学の文書取扱関係者に直接に語りかけるといった試みは、従来なされたことがなかったようにも思う。本学の大学史料室がアーカイヴスとしての実質を備えるべく努力している現在の段階で公にすることも全く無意味ではないと考え、ここに掲載する次第である。なお講演内容のテープ起こしでご苦勞頂き、同研究協議会報告書からの転載を許可して頂いた関係各位に謝意を表したい。

本日は、公文書館（アーカイヴス）というものはどういうものであるか、そして、それが日頃文書を取り扱っておられる皆さんにどういう関係があるかということを中心に話を進めていくつもりです。本日この研究会に参加されている方々にとってこの講演は、或いは無縁なことのように聞こえるかもしれませんが、しかしこの問題は、どのような公的機関においてもいつか必ず考えなければならぬ時がくることであり、皆さんがそれに直面された時の考え方のヒントということでお聞き願います。

まず最初に、九州大学の大学史料室について説明しておきます。九州大学の大学史料室は小なりとはいえ、英文の標記は「The Archives of Kyushu University」でありまして、現実にはそこまで実体はっていないのですが、一応九州大学の大学文書館であると自負しています。大学史料室が設置されたそもそものきっかけというのは、九州大学75年史の編纂事業であり、その際、編纂に関わった方々から、収集した史料の保存・活用をはかり、かつ恒常的に大学に関わる史料を収集する機関がどうしても必要であるという意見が出てきたことに端を発します。私どもは、大学史料室、或いは公文書館に相当するものがどうしても必要であるということを大学内部において訴えてきたわけです。これを契機として、「九州大学史料収集保存に関する委員会」が学内規則で規定され、その委員会のもとに大学史料室が設置されたわけです。

我々の史料室の正式名称は「九州大学大学史料室」といいます。「大学」という単語が重なって繁雑に見えますが、「九州大学」を取ったときに「大学史料室」と略称したかったからです。いわゆる古文書を扱うところであると誤解されかねな

い「史料室」という略称を避けたかったわけです。我々の史料室は、九州大学の歴史に関わる史料を扱うところであるということ、これが重要なポイントです。それでは九州大学の歴史に関わる史料とは何か、つまり、大学史料室としていったいどのような史料を収集していくべきであるかが問題になりますが、それは大よそ次のようなものが考えられます。

- ① 歴代学長、評議会、教授会等大学の意思決定者の記録
- ② 学籍簿、成績表等の大学の教育活動に関する永久保存文書
- ③ その他の事務局公文書
- ④ 大学が定期的に発行する大学一覧、概要、広報紙・誌、その他の配付物
- ⑤ 教職員の人事記録
- ⑥ 大学が、他機関と取り交わした往復文書等の記録
- ⑦ 学生団体の発行する新聞、雑誌、ピラ、アルバム等
- ⑧ 同窓会報、同窓会名簿、その他同窓会関係史料
- ⑨ 大学及び大学関係者に関する図書、個人文書等

これらの史料が、常設の機関及び常置された専門的なトレーニングを受けたスタッフによって恒常的に収集されていくこと、これこそが大学の文書館の役割であります。大学における大学史料室は、このように史料収集機関としての役割を果たしているわけですが、これはよく考えてみると非常に重要なことであります。何故なら、先に例示したとおり、大学の文書館が収集の対象とするもの、それはまさに大学の活動の全体像を物語る資

公文書館法

(昭和六十二年十二月十五日)
法律第一一五号

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

料であり、大学というのはいかなる存在であって、何をやっているところであるのかということが文書館に収集された史料によって正しく把握されることになるからです。

史料を収集し、その内容を把握し、それを説明していくということは、社会に対して大学とは何であるかを説明することに他ならないのであり、それはまさしく現在各大学で問われているであろう自己点検・自己評価の問題に直接関わってくることになります。大学史料室が本来の機能をきちんと果たしていくことができるようになれば、大学の自己点検・自己評価の核となる機関になっていくはずですが、もちろん、我が史料室の現状に目を向けてみると、まだそこまで十分な機能を果たしているとは到底言いがたく、現状において様々な問題点が指摘されます。その一つは、大学に本来文書館が必要であるということがまだ十分に社会的に認知されていないことです。つまり、学内措置の範囲でしか措置を講じることができないのが現状であり、当然、定員配置、予算等の面でもどうしても不十分になり、その意味において、本来的な文書館の機能としては、残念ですが極めて不十分であると言わざるを得ません。

もう一つの問題は、もし本格的な大学の文書館をつくるのであれば、中心となる管理対象の史料は当然公文書ということになりますが、この公文書の大学史料室への移管システムが未だ確立できていないということです。これについては後に述べることになりますが、そう簡単にはいかない非常に難しい問題であることは否定できません。しかし、このシステムを完成させないことには本当の文書館とは言えないのです。

ここで、地方公共団体の公文書館に目を移してみますと、例えば県レベルについてみれば、現在のところ全都道府県の半数を越す数の公文書館が

設置されています。しかも、それらは内容及び管理システム、公文書の移管についての考え方、専門職員の配置等について、欧米のアーカイブスの水準には満たないものの、かなり高度な内容を達成しているものが出てきています。高水準の文書館が設置されるようになった根拠としては、必ずしも十分ではないという批判はありますが、公文書館法が制定されたことが極めて重要であります。そこで、そもそも公文書館、文書館とは何であるのかについて、公文書館法の条文を参照しながら簡単に説明しておきたいと思えます。

まず、公文書館法の精神とは何であるか、それは第一条に、「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性」という形で端的に記されています。第三条においては、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定し、次の第四条で、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」と定義しています。要するに、公文書というものは国民が共有すべき文化的な共有財産であるという考えかたがここに貫かれているわけです。

このように見てくれば、つまり、現用を離れた公文書というものを、歴史的な国民の共有すべき文化遺産としてとらえていくというこの法律の観点からすれば、大学だけがこのことについて目を向けないというわけにはいきません。最近そうした文書館のあり方に関する研究というのはかなり進んでいて、その研究の中で欧米のアーカイブスの実態というものが情報として本格的に入ってくるようになりましたが、ヨーロッパやアメリカの主要な大学においては、図書館と並んで、博物館、文書館はまともな大学なら当然備えているべきも

のであると考えられているようです。この意味においても、日本の大学だけがそのような考え方で無縁のままであり続けるということは出来なくなると言えます。

公文書館という存在の独自性をより明確に把握するためには、図書館、博物館といった広く親しまれている既存の施設と対比すると分かりやすいかもしれません。公文書館は、図書館、博物館と類似する面を持つと同時に、性格も機能も異なる独自の存在意義を持っています。たとえば、設置根拠となる法として図書館法、博物館法が存在するのと同じように公文書館法があり、それぞれの分野に関する学問体系として図書館学、博物館学があるのと同様に史料管理学というものが存在します。さらに、専門職員として司書や学芸員が必要なように、文書館にも専門職員(アーキビスト)が必要です。

ところで、日本の公文書館法も、原則として公文書館には歴史資料として重要な公文書等を取り扱う専門職員を置くことを義務づけていますが、現在このことに関連し、一つの重要な課題が残されています。つまり、我が国ではまだ、どのようなトレーニングを経た人を専門職員(アーキビスト)として認定するかという基準が確立していないことです。その基準を確立する動きの一つとして、たとえば国立公文書館に從

来からある研修コースをベースとして、アーキビストの資格認定を行おうという考え方もあります。ただし、私を含め、歴史の研究者で公文書館の問題に関心がある者の多くは、この方法だけでは不十分であると考えているのではないのでしょうか。つまり、公文書館の専門職員としてのアーキビストの養成というのは、どうしても歴史資料の取扱いに関する専門的なトレーニングが必要になります。これは実際には大学院レベルで行わないと、学部のレベルで効果をあげることは全然できないといっているでしょう。従って、少なくとも大学院修士課程レベルのコースというものを設定して専門職員としてのトレーニングを行い、資格を認定するという方法を早急に検討する必要があると思われま

す。いずれにしろ、これだけたくさんの文書館が設置されているのに、何の基準もないまま、現場の人が手探り状態で日々起こる問題について対処しなければならぬといった現状を放置しておいてよいわけがありません。たとえば国立史料館などは従来から高度な研修を実施し、経験を蓄積しています。それらの経験をふまえて、アーキビストの養成問題については早急に考えていく必要があると言えます。(次号へ続く)

(大学史料室長/大学院比較社会文化研究科教授)

受贈図書一覽(1996年1月～6月)

- | | |
|--|---------------------------------|
| 神戸大学史紀要 第5号 | 1989. 3～1995. 3 |
| 神戸大学百年史編集室 | 1995. 7 |
| サティア《あるがまま》 第21号、第22号 | |
| 東洋大学井上円了記念学術センター | 1996. 1、1996. 4 |
| 東京大学史史料室ニュース 第15号 | 1995.12 |
| 東京大学史史料室 | 1995.12 |
| 福岡高等学校同窓会会報 第13号、第15号 | |
| 福岡高等学校同窓会 | 1937. 6、1939. 6 |
| 砦 福高卒業三十周年記念号 | |
| 砦三十周年記念号刊行有志一同 | 1969. 3 |
| 照星 第4号 | |
| 福岡高等学校射撃部 | 1985. 9 |
| 讃歌：付「旧制福高寮歌集」 第26号 | |
| 九州大学男声合唱団コールアカデミー | 1988 |
| 新化合物データ集成 I (1987)～VI (1992) | |
| 九州大学機能物質科学研究所物質合成部門 | |
| 食物栄養論(九州帝国大学教授農学博士奥田謙氏講演) | |
| 長崎県農会 | 1923. 3 |
| 南極の科学 1、2、5、6 | |
| 古今書院 | 1983.12、1986. 3、1987. 3、1991. 4 |
| 水産学文献検索資料：日本水産学会誌事項索引 第1巻(1932)～第46巻(1980) | |
| 日本水産学会 | 1982. 2 |
| 日本学士院紀要 第24巻第3号～第29巻第2号、第30巻第1号～第31巻第1号 | |
| 日本学士院 | 1966.11～1971. 6、1972. 3～1973. 3 |
| 日本学士院紀要 第31巻第3号、第33巻第2号～第36巻第1号 | |
| 日本学士院 | 1973.11、1975. 6～1979. 3 |

- 矢永尚士教授定年退官記念九州大学生体防御医学
研究所生気候学部門開講25周年記念業績集
九州大学生体防御医学研究所生気候学部門
1996. 3
- 大学アーカイヴズ No.14
東日本大学史連絡協議会
1996. 3
- 新島襄の日本と世界
同志社社史資料室
1996. 3
- 新島襄の遺志を継いだ人たち
同志社社史資料室
1996. 6
- 歴史編纂事務室報告 第17集 明治大学記念館の
歴史と資料
明治大学総務部歴史編纂事務室
1996. 3
- 桃山学院年史紀要 第15号
桃山学院
1996. 3
- 立命館百年史紀要 第4号、別冊No.2
立命館百年史編纂委員会
1996. 3
- 同志社談叢 第16号
同志社社史資料室
1996. 3
- 神奈川大学史資料集 第12集 創立者関係記録
神奈川大学
1996. 3
- 古賀敏生教授退官記念業績集
九州大学歯学部口腔生化学講座
1996. 3
- 遺伝情報の維持と突然変異制御の機構
関口睦夫 平成2年度科学研究費補助金(特別
推進研究2)成果報告書
1991. 3
- 哺乳動物細胞における突然変異の制御とDNA複製
の精度維持機構
関口睦夫 平成3, 4, 5年度科学研究費補助
金(特別推進研究2)成果報告書
1994. 3
- 関口睦夫教授退官記念誌 研究春秋
関口睦夫教授退官記念会
1996. 4
- SEINAN SPIRIT : C. K. ドージャー夫妻の生涯
西南学院創立80周年記念
西南学院大学
1996. 5
- 西南学院大学広報 第116号
西南学院大学
1996. 4
- 名古屋大学史紀要 第4号
名古屋大学史編集室
1996. 3
- 広島県立文書館だより 第7号
広島県立文書館
1996. 3
- 関西大学百年史 資料編
関西大学
1996. 3
- 会報 No.8
西日本大学史担当者会
1996. 6
- 学習院大学五十年史ニュース 第1号
学習院大学五十年史編集室
1996. 1
- 同志社時報 No.99、No.101
同志社
1995. 3、1996. 3
- 国立大学大学院の現状と課題
国立大学協会大学院問題特別委員会
1996. 3
- 資料集成 旧制高等学校全書 第1巻～第8巻
旧制高等学校資料保存会刊行部、昭和出版
1980. 7～1985. 8
- 旧制高等学校史研究 1-8号、9-14号、15-20号
旧制高等学校資料保存会
1974. 7～1979. 4
- 福岡高等学校学而寮史 昭和二十四年
福岡高等学校学而寮
1949.10
- 激流に生きる 濱 正雄
加藤敬二
1981. 5
- 七十歳はまだ青春
脇坂順一
1984. 1
- 不知火の記
秋山六郎兵衛
1968. 1
- 福高26期理1組卒業40周年記念文集
1990. 9
- 五十周年記念誌
福岡高等学校文独同窓会有志
1993. 9
- 校友会雑誌 第15号、創立十周年記念号
福岡高等学校々友会
1930.10、1931.12
- 福岡高等学校同窓会会報 昭和十五年六月第十六
号
福岡高等学校同窓会
1940. 6
- 烏蘭浩特記 昭和六十年九月
九州興安会
1985.12
- 游就会誌 復刊第15号～復刊第23号、復刊第25号、
復刊第26号
1982.10～1990.10、1992.10、1993.11
- 青春の譜：日本寮歌祭二十年の歩み
神津康雄
1982.11
- あ、玄海の浪の華：旧制高等学校物語(福岡高校
編)
財界評論新社
1969. 6
- 県史だより 第68号～第81号
西日本文化協会
1993. 7～1995. 9
- Museum Kyushu 第51号、第52号
博物館等建設推進九州会議
1996. 1、1996. 3
- 会報 No.36
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
1996. 3
- 大学革命の原点を求めて
滝沢克己
1969. 8
- 東大紛争の記録
日本評論社
1969. 1

大学史料室日誌抄録 (1996年1月～6月)

1. 4 (木) 富山哲夫名誉教授より史料寄贈。
- 1.12 (金) 伊藤昌司法学部教授より史料寄贈。
- 1.16 (火) 庶務課秘書掛より史料受領。
- 1.18 (木) 第12回九州大学史料収集・保存に関する委員会専門委員会開催。
国武豊喜工学部教授より史料寄贈。
- 1.25 (木) 第13回九州大学史料収集・保存に関する委員会開催。
庶務課と「公文書を大学史料室へ移管し、保存、利用することについて」打ち合せ。
- 1.26 (金) 折田講師、広報担当者連絡会議出席。
- 2.20 (火) 兼松顯薬学部教授より史料寄贈。
竹下齋機能物質科学研究所教授より史料寄贈。
- 3.14 (木) 大学入試センター福岡進学情報サービス室より史料寄贈。
- 3.15 (金) 「大学史料叢書」第4輯、「大学史料室ニュース」第7号刊行。
- 3.18 (月) 田村英之工学部教授より卒業記念書き寄託。
毛利浄賢教養部元教授より史料寄贈。
旧制福岡高等学校同窓会(青陵会)、史料調査のため来室。
- 3.21 (木) 竹下齋機能物質科学研究所教授より史料寄贈。
- 3.28 (木) 平成9年度概算要求事項表提出。
折田講師、青陵会出展資料選定委員会に出席。
附属図書館六本松分館より史料受領。
旧制福岡高等学校同窓会(青陵会)より史料寄贈。
- 3.29 (金) 矢永尚士生体防御医学研究所教授より史料寄贈。
4. 3 (水) 青陵会、史料調査のため来室(以後、4月19日、26日、5月2日、7日、8日にも来室あり)。
4. 4 (木) 井上正三法学部元教授より史料寄贈。
4. 5 (金) 『大学史料叢書』第4輯、「大学史料室ニュース」第7号発送。
松下志朗経済学部元教授より史料寄贈。
- 4.15 (月) 庶務課より史料受領。
- 4.16 (火) 「大学史料室への印刷物の送付について(依頼)」を各部局事務(部長等宛て)発送。
- 4.17 (水) 庶務課より史料受領。
- 4.25 (木) 第14回九州大学史料収集・保存に関する委員会開催。
平成8年度大学史料室振替要求書提出。
庶務課より史料受領。
比較社会文化研究科等事務部教務掛より史料受領。
5. 1 (水) 庶務課より史料受領。
5. 8 (水) 庶務課より史料受領。
平成9年度概算要求各部局説明聴取(有馬學委員長出席)。
- 5.21 (火) 古賀敏生名誉教授より史料寄贈。
- 5.22 (水) 国際交流課より史料受領。
- 5.27 (月) 青陵会に史料貸出(旧制福岡高等学校関係史料)。
- 5.28 (火) 国際交流課より史料受領。
- 5.30 (木) 関口睦夫名誉教授より史料寄贈。
- 6.28 (金) 法学部長室より史料受領。

九州大学大学史料室ニュース 第8号

発行日 1996年9月10日(年2回刊)

編集発行 九州大学大学史料室
〒812-81 福岡市東区箱崎6-10-1
電話 (092) 642-2292

Archives of Kyushu University

印刷 九州大学印刷所